

⑥ 区会会員相互の親睦・交流、融和の促進

- 新入会員歓迎会、日帰りバス旅行など

⑦ 会員相互扶助制度の具体化

1. 区会運営基本要領（運営マニュアル）の作成

1) 区会の組織体制、果たすべき業務内容、運営要領について、統一した基準、ルールが共有化されていない（区会が思い思い認識で活動している）ため、区会間で組織としての機能発揮面、活動実態面で歴然とした格差がある。共有化すべき統一した**運営規約と運営要領**を作成し、全区会に徹底する必要がある。

① 区会運営規約(会則)

- 現在各区会がそれぞれで制定している規約（会則）を精査し、本部で統一した標準的な区会運営規約を作成し、各区会に明示する。

② 区会運営要領

- 運営規約に準拠した標準的な区会運営要領を具体的に解説する。

地域密着型ボランティアグループの区会移管推進

1. 移管対象地域密着型ボランティア洗い出し・移管の基本的考え方

1) 本部直轄事業を委託事業とボランティア活動に区分し、神戸市よりの委託事業は基本的に本部直轄事業とし、内容により区会とジョイントにする。

環境未来館、須磨一の谷プラザ、こども家

庭センター、いじめホットラインの委託事業は可能な範囲で区会とのジョイント実施に努める。

学習支援事業は後述 章参照。

シルバーカレッジ関係事業は一部区会とのジョイント実施に努める。

- 入学受付
- 入学写真
- パソコン教室
- 学園祭
- オープンキャンパス

2) 委託事業以外の本部直轄事業はボランティア活動(助成金事業含む)として区

会に移管する方向で検討する。

しあわせの村関係事業（北区移管）

）わいわいストリート ）夏祭り

長寿社会開発センター等の助成金事業（各区移管）

水の科学博物館関係事業（中央区移管）

コミスタ神戸関係事業（同上）

3) 活動場所が限定され登録メンバーがほとんど特定区会に在住している部会所属ボランティアグループを区会に移管する。

）有馬観光ガイド 28名中22名 北区

）花山梅林会 15名中14名 北区

）アイナくらぶ 12名中 8名 北区

）プラハ園内ガイド 22名中18名 北区

）コーラス・タルミ 18名中17名 垂水区

）福田川グループ 未登録（垂水区会で活動している）

4) 地域に分散できる部会所属ボランティアグループは区会移管を検討する。(例、昔あそび研究会)

5) ボランティア活動メンバーが特定卒業年度、コースに限定されるグループ は当面区会移管対象外とする。

